

ドイツ消費者問題諮問委員会ブッシュ委員長を迎えての意見交換会について

内閣府消費者委員会事務局

はじめに

消費者委員会では、調査審議の参考とするため、関係団体や有識者等との意見交換会を定期的に開催している。本年4月には、ドイツ消費者問題諮問委員会クリストフ・ブッシュ委員長を迎え、意見交換を行った。

意見交換会の概要

ドイツ消費者問題諮問委員会は、消費者政策に関する諮問を受け、調査研究を行い政策立案等に助言する委員会である。有識者や消費者代表で構成され、独立性と学際性の特徴とする。

デジタル化の進展に伴い生じる諸課題について考え方や対応策を共有することで、我が国の今後の法制度等の在り方を検討する上での示唆を得ることを目的とし、意見交換会を開催した。

意見交換に先立ち、「電子商取引における安全性と持続可能性」をテーマにブッシュ委員長より講演いただいた。講演では、消費者がEU域外から直接輸入する低価格商品の急増が指摘され、①製品の安全性確保と消費者の権利保護、②廃棄物増大による持続可能性への懸念、③EU市場における事業者間の公正な競争環境の維持といった課題が提起された。これへの対応策として、EUの既存の規制枠組み及び新たに策定された措置パッケージ

ジが紹介されるとともに、今後さらに必要とされる施策として①マーケットプレイスに対し高リスク商品の事前確認を義務付けること、②税関規制の「みなし輸入業者」概念を製造物責任に適用しプラットフォームに一定の責任を課すことが挙げられた。

続く意見交換における、主なり取りは以下の通り(●…ブッシュ委員長、○…委員)。

○日本では、動画共有サイトで紹介された商品を購入したが粗悪品が届き、販売事業者も特定できないという相談が多い。

●DSA(※)ではプラットフォームに事業者情報の表示義務が課されているが、域外事業者の場合は機能しにくい。プラットフォームに責任を負わせる仕組みが効果的と考える。

○AIやWebクローラー等デジタルツールによる監視は有効か。

●オンライン上には膨大な数の商品が存在しておりデジタルツールの活用は不可欠。将来的には、立法段階から、自動化された執行を念頭に置く必要がある。

○消費者法の領域では行政の事前監督が重要とされるが、行政リソースには限界がある。ドイツでは民間の力を活用しているが、十分機能しているか。

●ドイツでは、消費者保護の手段として私的執行が重要となっている。競争事業者や消費者団体が差止請求を提起できるが、前段階として、相手方事業者に合意による差止めを求

める警告手続が効率的に機能している。

○エンカル消費においてEUは先進的であるが、それでも環境や人権に配慮しない商品が選ばれてしまうのはなぜか。

●ダークパターンの増加により、低価格商品の購入へと誘導される機会が増えており、結果として、倫理的基準を満たさない商品が選ばれる。

○ドイツにおいて、電子商取引に関する消費者教育はどのように行われているか。

●消費者団体が主体となって実施しており、政府から団体に対し必要な資金が提供される。

○日本では、詐欺的広告による消費者被害が生じている。検索エンジン提供事業者にどのような責任を問えるかと考えるか。

●DSAは検索エンジンにも適用されるが、第三者の違法行為を「知っていた場合」に限り責任を負うため、この点は今後の検討課題である。

おわりに

意見交換会には、龍谷大学法学部の中田邦博教授及びカライスコス アントニオス教授にも出席いただいた。

意見交換会の模様は、消費者委員会ホームページに掲載している。

消費者委員会では、今後も定期的に意見交換会を開催する予定である。

※ Digital Services Act, デジタルサービス法